

令和5年度 岩手県地域包括ケア基盤確立アドバイザー派遣事業 実施要領

(事業の目的)

第1条 この事業は、市町村の地域ケア会議(地域ケア推進会議、自立支援・重度化防止に資する地域ケア個別会議等)や生活支援体制整備、認知症ケア向上等に関し、課題解決に苦慮する市町村等に対してアドバイザーを派遣し、地域の実情に応じた個別支援を行うことにより、市町村の地域包括ケアシステムの深化・推進を図ることを目的とする。

(事業の実施)

第2条 公益財団法人いきいき岩手支援財団(以下「財団」という。)は、次に掲げる事項に関する個別支援のため、市町村にアドバイザーを派遣する。

(1) 地域ケア推進会議に関すること

- ア 地域ケア推進会議の立上げ、運営等について
- イ 地域課題を政策提言につなげる手法等について

(2) 地域ケア個別会議(自立支援・重度化防止の推進)に関すること

- ア 自立支援型地域ケア会議の立上げ、運営等について
- イ 自立支援に資する介護予防ケアマネジメントの支援について
- ウ 自立支援・重度化防止に資する地域支援ネットワークの構築について
- エ その他個別課題への対応について

(3) 生活支援体制整備に関すること

- ア 生活支援コーディネーターの活用と多職種の連携について
- イ 協議体の設置、運営等について
- ウ 生活支援ボランティアの確保や養成について
- エ 移動支援サービスの立上げ、運営等について
- オ その他個別課題への対応について

(4) 認知症ケア向上に関すること

- ア 認知症地域支援推進員の活用とネットワーク構築について
- イ 認知症の人や家族の相談支援(若年性認知症を含む)の強化について
- ウ 認知症ケアパス・認知症カフェ等の普及について
- エ 認知症初期集中支援チームとの連携について
- オ その他個別課題への対応について

2 派遣するアドバイザーは、前項に掲げる課題に対して助言等を行う有識者とし、財団が依頼する。

- 3 財団はアドバイザー派遣に対する市町村の意向を確認のうえ、派遣対象市町村(以下「対象市町村」という。)を決定する。
- 4 対象市町村はアドバイザーと事前調整のうえ、派遣実施の2週間前までにアドバイザー派遣依頼書(別紙1)を財団に提出する。
- 5 財団は、受理した派遣依頼書の内容を確認し、アドバイザー派遣決定通知書(別紙2)を対象市町村に通知する。併せて、アドバイザーに対して対象市町村への派遣を依頼する。
- 6 アドバイザーが対象市町村を訪問し、又はWEB会議により助言等を実施した場合は、概ね2週間を目途にアドバイザーはアドバイス報告書(別紙3)を、対象市町村は対応報告書(別紙4)を財団に提出する。
なお、財団は提出されたそれぞれの報告書の内容をアドバイザー及び対象市町村に提供するなど情報共有を図る。
- 7 アドバイザーの派遣回数は1対象市町村当たり2~3回程度とするが、必要に応じて追加派遣ができるものとする。なお、当該年度における派遣は令和6年2月末までを目途とする。

(個人情報の保護)

第3条 本事業を実施する際に取り扱う個人情報については、対象市町村において適切な個人情報保護の対策を講じるものとする。

(費用の負担)

第4条 アドバイザーの派遣に要する費用(謝金及び交通費)については、下表のとおり予算の範囲内で財団が負担する。

なお、WEB会議を開催する際に対象市町村が使用する機器及び通信料等は、対象市町村の負担とする。

2 財団は、アドバイス報告書等を受理後、内容を確認の上、謝金等を派遣したアドバイザーに支払うものとする。

| | |
|-----|---|
| 謝 金 | 助言や対象市町村との対応等に要した時間に基づき算定した額 (1時間当たりの財団の謝金基準を適用) |
| 交通費 | 財団の旅費規程に基づき算定した額 |

(事業の庶務)

第5条 本要領に定める事業の庶務は、財団が行うものとする。

(その他)

第6条 本要領に定めのない事項については、別途、財団、対象市町村及びアドバイザー等の関係者間で協議する。